

○国家公務員宿舎の現況に関する記録の作成について

昭和46年7月5日

蔵理第2954号

改正昭和46年10月20日蔵理第4554号

同47年 3月31日 同第 525号

同48年 5月 1日 同第1922号

同48年 6月15日 同第2805号

同54年 4月27日 同第1645号

同56年 6月30日 同第1957号

同59年 9月11日 同第3114号

同61年 2月15日 同第 438号

平成元年 3月15日 同第 758号

同 3年 9月 6日 同第3124号

同 4年 5月15日 同第1967号

同 5年 6月22日 同第2465号

同 5年12月28日 同第5037号

同12年12月26日 同第4612号

同13年 3月23日財理第1032号

同16年 3月10日 同第 886号

同16年 3月31日 同第1325号

同16年11月 5日 同第3980号

同18年 3月31日 同第1335号

同26年 3月31日 同第1705号

同27年 2月24日 同第 852号

同28年 1月22日 同第 240号

同29年 6月26日 同第2169号

同30年 2月16日 同第 517号

令和元年 7月 5日 同第2378号

同 3年 3月19日 同第 951号

同 7年 3月28日 同第1041号

大蔵省理財局長から各省各庁官房長、各財務局長宛

国家公務員宿舎法施行規則（昭和34年大蔵省令第10号。以下「規則」という。）第29条第1

項の規定に基づく宿舎の現況に関する記録（以下「宿舎現況記録」という。）は、別紙様式により作成することとされたので、命により通知する。

なお、本通達に基づき、作成を行う宿舎現況記録については、国有財産総合情報管理システム又は電子ファイルにより作成を行うことができる。

別紙様式 1

宿 舎 現 況 記 録 (索 引)

No. ____	宿舎(住宅)名	コード番号	No. ____	宿舎(住宅)名	コード番号	No. ____	宿舎(住宅)名	コード番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(表 面)

No. ____	宿舎(住宅)名	コード番号	No. ____	宿舎(住宅)名	コード番号	No. ____	宿舎(住宅)名	コード番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏 面)

調製要領

1. 宿舎現況記録は、「索引」を除き、宿舎(住宅)ごとに「土地」、「建物」、「貸与」、「自動車の保管場所」、「自動車の保管場所・貸与」及び「宿舎使用料」の各葉を、若しくは、「土地」、「建物」、「貸与」又は「宿舎使用料」ごとに各宿舎(住宅)の各葉をとりまとめることとし、取扱いの便宜により配列するものとする。
2. 「索引」は、宿舎現況記録の最初に配列するものとする。

記載要領

1. No. _____は、宿舎（住宅）ごとに一連番号、又は、宿舎（住宅）を地域ごとに区分して一連番号を記入する。
2. 宿舎（住宅）名欄は、当該宿舎に附されている名称を記入する（以下各葉の宿舎（住宅）名欄の記入について同じ。）。
3. コード番号欄は、昭和59年8月27日付蔵理第2992号「電子計算システム関係事務取扱要領について」通達（以下各葉において「蔵理第2992号通達」という。）により付されている宿舎（住宅）コードの番号を記入する。

別紙様式 2

No. _____

宿 舎 現 況 記 録 (土 地)

		所在地		積		宿舎(住宅)名	
区分	異 動		面			台帳口座番号、借上整理 番号又は借上庁舎名、財 産所管省庁(部局)	備 考
	年 月 日	事 由	増	減	現 在		
国 有 財 産							
借 受							
一 時 使 用							

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載要領

- 1 本表は、宿舎（住宅）ごとに別葉とする。
- 2 所在地欄は、当該土地の都道府県市区町村地番を記入する。ただし、2以上の地番があるときは、その主なるものを記入する。（以下（建物）の所在地欄の記入について同じ。）。
- 3 異動欄の年月日及び事由欄は、当該土地の面積に異動があつたときに、その年月日及び事由を記入する。
- 4 異動事由は、蔵理2992号通達に定めるところによる。
- 5 面積欄は、当該土地の国有財産、借受又は一時使用の別に、その面積を小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位までそれぞれ該当する欄に記入する。
- 6 台帳口座番号、借上整理番号又は借上省庁名、財産所管省庁（部局）欄には、次により記入する。
 - (1) 国有財産については、当該各省庁の所管にかかる土地について、国有財産台帳の索引番号を記入する（宿舎現況記録（建物）の国有財産台帳口座番号欄の記入について同じ。）。
 - (2) 借受けについては、当該各省庁の予算をもつて借り受けているものであるときは、当該借受けにかかる整理番号を、又は、財務省（財務局）予算（（項）財務局（目）各省各庁公務員宿舎借上費）をもつて借り受けているものであるときは、当該土地の所在を管轄する財務局又は財務支局名（合同宿舎敷地であるときは、借上整理番号）を記入する。（宿舎現況記録（建物）の借上整理番号等欄の記入について同じ。）。
 - (3) 一時使用については、他の各省各庁の所管にかかる土地を一時使用しているものであるときは、当該土地を所管する各省各庁（部局）名を記入する。
- 7 本表については、同一担当課において国有財産台帳を備えているときは、これをもつて替えることができる。

別紙様式 3

No. _____

宿舎現況記録(建物)				維持管理機関コード		宿舎(住宅)コード		棟番号	
市区町村コード	地域区分	所在地		宿舎(住宅)名			国有財産台帳口座番号		借上整理番号等
構造	形態	階層	建築年月日	財産区分		土地区分		昇降機	部分所管状況
異動年月日	異動事由	延べ面積	規格別戸数					備考	
			a	b	c	d	e		
		m ²	戸	戸	戸	戸	戸	戸	
沿革							年月日	施設の内容	数量
							附帯施設		
							附帯施設		
							附帯施設		
							附帯施設		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載要領

- 1 本表は、建物1棟ごとに別葉とする。
- 2 独立した物置、施設の建物は附帯施設として取り扱うこととし、本表における建物の1棟の取扱いについては、蔵理第2992号通達の定めるところによる。
- 3 維持管理機関コード、宿舍（住宅）コード、棟番号及び市区町村コード欄は、蔵理第2992号通達に定めるところにより設定したコード番号を記入する。
- 4 地域区分欄は、令第13条第1項に規定する「有料宿舍の所在地の区分」を記入する。
- 5 構造欄は、当該建物の規則第6条第1項に規定する構造を記入する。
- 6 形態欄は、当該建物の規則第1条第3項に規定する単独宿舍又は共同宿舍の別を記入する。なお、共同宿舍のうち、独身者に貸与するために設置された宿舍については、さらに「（独身用）」と表示する。
- 7 階層欄は、当該建物の階層を記入する。ただし、1棟の建物に異なる階層がある場合は、最高の階層とし、庁舎の上に宿舍が合築となっている場合は、庁舎の階層を含めたもので階層を記入する。
- 8 建築年月日欄は、当該建物が新築された年月日を記入する。ただし、規則第14条第3項に規定する増築その他の事由によりその家屋又は家屋の部分に規則第14条第1項の年数の始期と異なる部分が存するときは、これらの部分のうちその床面積の合計が最大のものの始期の年月日を記入する。
- 9 財産区分欄は、当該建物の法第4条第1項関係の国有財産、法第4条2項関係の国有財産、一般借受宿舍又は特別借受宿舍の別を記入する。
- 10 土地区分欄は、当該建物が所在する土地の所管国有財産、借受け又は一時使用の別を記入する。
- 11 昇降機欄は、当該建物の昇降機附設の有無を記入する。

- 12 部分所管状況欄は、1棟の建物の1部分を所管している宿舎について、その状況を記入する。
- 13 異動年月日及び異動事由欄は、当該建物の面積及び戸数に異動があつたときは、その年月日及び事由を記入する。この場合において、異動事由は蔵理第2992号通達に定めるところにより記入する。
- 14 延べ面積欄は、当該建物の延べ面積（国有財産台帳面積又は賃貸借契約面積）を小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位までを記入する。
- 15 規格別戸数欄は、当該建物の規格別に戸数を記入する。1棟の建物に異なる規格がある場合は、その規格ごとに戸数を記入する。
- 16 沿革欄は、当該建物の特記すべき沿革の概要を記入する。
- 17 附帯施設欄は、当該建物に附設されている施設を記入する。

別紙様式 4

No. _____ 宿舎現況記録(建物)

宿舎名 _____

維持管理機関コード	宿舎(住宅)コード	棟番号	戸番

区画変更

	異動年月日	規格	専用面積	種類	貸与形態	1室貸与 予定数	公用部分 適用職名	公用部分 面積	合同宿舎 配分省庁	第15条				使用料	
										第1項	第3項	第18条	第14条 第2項		第19条 第1項
貸与 条件 m ²					. m ²		1 2 3 4 5 6	該非	該非	該非	該非	円
		1 2 3 4 5 6	該非	該非	該非	該非	
		1 2 3 4 5 6	該非	該非	該非	該非	
		1 2 3 4 5 6	該非	該非	該非	該非	
		1 2 3 4 5 6	該非	該非	該非	該非	
		1 2 3 4 5 6	該非	該非	該非	該非	
		1 2 3 4 5 6	該非	該非	該非	該非	

	異動年月日	異動事由	氏名	性	所属	法第4条	職務の級等	世・独	1室 貸与数	貸与区分	明渡猶予期限	備考
入 居 状 況	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(表 面)

	異動年月日	異動事由	氏名	性	所属	法第4条	職務の級等	世・独	1室 貸与数	貸与区分	明渡猶予期限	備考
入 居 状 況	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
	. . .					項						
同居の承認・模様替等工事の承認・義務違反の履行要求・損害賠償金の請求・軽減措置・明渡の訴等												

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏 面)

記載要領

- 1 本表は、1戸（単独宿舎又は共同宿舎の1戸を複数の職員に貸与しているものにあつては、1室）ごとに別葉とし、1戸の取扱いについては、蔵理2992号通達の定めるところによる。
- 2 維持管理機関コード、宿舎（住宅）コード及び棟番号欄は、各戸の属する棟に付されている宿舎現況記録（建物）の同欄の番号と同一とする。
- 3 戸番号欄は、蔵理第2992号通達の定めるところにより設定した番号を記入する。
- 4 区画変更には、次の場合に○印を付する。
 - (1) 単独宿舎又は共同宿舎の1戸の部分をもつて2以上の職員に貸与している場合（従前の現況記録は削除し、新規に貸与している数の現況記録を加え、戸番号欄の左から第5桁に室番を付することになる。）。
 - (2) 1世帯に独身者用宿舎の2以上の室を貸与している場合（数の大きい室番の現況記録を削除し、同室番は欠番となる。）。
- 5 (1)又は(2)の貸与の形態が解消したときは、区画変更が付された○を抹消する（区画変更により○印のある現況記録を削除し、新規に貸与の形態による現況記録を加える。）。
- 6 貸与条件欄
 - (1) 異動年月日欄は、1貸与の貸与条件の各欄に異動があつたときは、その年月日を記入する。
 - (2) 規格欄は、1貸与の規則第6条第2項に規定する規格を記入する。
 - (3) 専用面積欄は、1貸与の専用面積を小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位までを記入する。この場合、1室に2以上の職員が入居する室について、貸与承認書に記載する面積を記載するときは、（ ）をもつて上段に記入する。
 - (4) 種類欄は、1貸与の宿舎の有料・無料の別を記入する。
 - (5) 貸与形態欄は、貸与の状態からみた場合の単独宿舎又は共同宿舎の別を記入する。なお、共同宿舎については、さらに次の区分に従って表示する。
 - イ ワンルーム型宿舎（宿舎1戸を1人の独身者に貸与するために設置された共同宿舎のうち、規則第15条1項第3号から第5号に掲げる設備が設けられているものをいう。）
 - ロ 世帯転用型宿舎（宿舎1戸を複数の独身者に貸与するために設置された共同宿舎のうち、規則第15条第1項第3号から第6号までに掲げる設備が設けられているものをいう。）
 - ハ 独身者用宿舎（独身者用として貸与される共同宿舎のうち、上記イ及びロを除くものをいう。）
 - ニ 単身赴任者用宿舎（単身赴任者に貸与するために設置された共同宿舎をいう。）
 - ホ 世帯者用宿舎（世帯者用として貸与される共同宿舎のうち、上記ニ以外のものをいう。）

- (6) 1室貸予数欄は空欄とする。
- (7) 公用部分適用職名欄は、1貸与の宿舍の規則第16条の規定に基づく公用部分の面積調整を受けている者の職名を記入する。
- (8) 公用部分面積欄は、1貸与の宿舍の規則第16条の規定に基づく公用部分調整を受けている面積を小数点以下第3位以下を切り捨て、第2位まで記入する。
- (9) 合同宿舍配分省庁欄は、1貸与の合同宿舍の当初配分された省庁名を記入する。
- (10) 第15条第11項欄は、1貸与の宿舍の規則第15条第1項に規定する施設の差異を該当する各号に○印を付する。ただし、規則第15条第2項の規定が適用される場合を除く。
- (11) 第15条第3項欄は、当該宿舍について昇降機施設の有無を記入する。
- (12) 第18条欄は、1貸与の宿舍の規則第18条に規定する土地の面積が著しく大きいことによる使用料調整の有無を記入する。
- (13) 第14条第2項欄は、1貸与の宿舍の規則第14条第2項欄に規定する単身赴任者に貸与する場合又は若年独身者に貸与する場合の使用料調整の有無を記入する。
- (14) 第19条第1項欄は、1貸与の宿舍の規則第19条第1項に規定する特別の事情による使用料調整の有無を記入する。
- (15) 使用料欄は、1貸与の宿舍の月額使用料を記入する。この場合において、1室に2以上の職員が入居する室については、1人の月額使用料を（ ）をもつて上段に記入する。

7 入居者状況欄

- (1) 異動年月日及び異動事由欄は、1貸与の宿舍の入居状況の各欄に異動があつたときは、その年月日及び事由を記入する。
- (2) 氏名欄は、1貸与の宿舍の入居者の氏名を記入する。この場合において、1室に2以上の職員が入居しているときも同様とする（下記(9)の記載例参照）。
- (3) 性欄は、1貸与の宿舍の入居者の男子又は女子の別を記入する。
- (4) 所属欄は、1貸与の宿舍の入居者の所属省庁及び部局（当該入居者が独立行政法人の職員の場合には、独立行政法人名及び事業所名を含む。）を記入する。この場合において、1室に2以上の職員が入居しているときも同様とする。なお、備考欄に当該職員の身分（国家公務員、国家公務員以外）の別を記入する。
- (5) 法第4条欄は、1貸与の宿舍の入居者の法第4条第1項該当職員又は法第4条第2項該当職員の別を記入する。
- (6) 職務の級等欄は、1貸与の宿舍の入居者が国の職員の場合には、職務の級（職務の級に準ずるものを含む。）を記入する。この場合において、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第一の行政職俸給表（一）の適用を受けない者については、昭和46年10月20日付蔵国有第4553号「国家公務員宿舍関係法令等に規定する行政職俸給表（一）の職務の級に属す

る職員等に準ずる職員の取扱いについて」通達により、行政職俸給表（一）の職務の級を（ ）をもつて上段に記入する。
 なお、独立行政法人の職員の場合には記入を要しない。また、専任管理人については、「専」とする。

- (7) 世・独欄は、1貸与の宿舎の入居者の世帯又は独身（未婚でかつ、宿舎に単身で入居している者をいう。）の別を記入する。
- (8) 1室貸与数欄は、独身者用宿舎の1室に入居している入居者数を記入する（下記(9)の記載例1参照）。
- (9) 貸与区分欄は、宿舎の貸与状況を次により記入する。なお、法令の規定に基づいて、特別の法律により設立された法人に使用させている場合は、未貸与とする（記載例2参照）。

貸与の状況	記号
貸与	0
未貸与	1
共用室	2
法第18条該当	3

（注）共用室とは、集会室、相談室等の用に供するため、貸与していないものをいう。

（記載例1）

入居状況	異動年月日	異動事由	氏名	性	※	所属	法第4条	職務の級等	世・独	1室貸与数	貸与区分	明渡猶予期	備考
	45. 4. 1	入居	A	男	※	D省 E局	1項	7	独	1	0		
	45. 4. 2	〃	B	男	※	〃 〃	1項	8	〃	2	0		
	45. 4. 5	〃	C	男	※	〃 〃	1項	7	〃	3	0		
	46. 5. 1	退居	B				項			2	0		
	46. 5. 4	〃	A・B				項				1		
	46. 6. 1	共用					項				2		

※欄は、「蔵理第2992号通達」により付された省庁コード番号を記入する。

(記載例2)

入居状況	異動年月日	異動事由	氏名	性	所属	法第4条	職務の級等	世・独	1室貸与数	貸与区分	明渡猶予期限	備考
	15. 4. 1	入居	F	男	※ G省 H局	1項	7	世		0		
	16. 4. 1	法人へ	F			項				1		使用許可
	18. 4. 1	復帰	F	男	※ G省 I局	1項	8	世		0		

※欄は、「蔵理第2992号通達」により付された省庁コード番号を記入する。

(10) 明渡猶予期限欄は、1貸与の宿舍の入居者が法第18条第1項各号又は同条の第2項の規定により宿舍を明け渡すこととなった場合の宿舍を明け渡すべき期日を記入する。

(11) 同居の承認、模様替等工事の承認、義務違反の履行要求、損害賠償の請求居、軽減借置、明渡の訴等欄は、1貸与の宿舍についての記録を記入する。

8 本カードについては、シグナル・インデックスに呼称される見出しをもつて、未貸与となつているもの、共用室の用に供しているもの及び法第18条に該当しているものについて表示すれば、未貸与宿舍の状況等が容易に知ることができる。

別紙様式 5

No. _____ 宿舎現況記録（自動車の保管場所）

維持管理機関コード	宿舎(住宅)コード

市区町村コード	地域区分	所 在 地					宿舎(住宅)名	
異動年月日	異動事由	施 設 の 形 態 別 台 数					貸与希望者数	備 考
		敷地の地面	地下駐車場等	複数の階-屋内	複数の階-屋外	計		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(表 面)

異動年月日	異動事由	施設の形態別台数					貸与希望者数	備考
		敷地の地面	地下駐車場等	複数の階-屋内	複数の階-屋外	計		
その他参考事項								

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(裏 面)

記載要領

- 1 本表は、宿舎（住宅）ごとに別葉とする。
- 2 維持管理機関コード、宿舎（住宅）コード、市区町村コード欄は、蔵理第2992号通達の定めるところにより設定したコードの番号を記入する。
- 3 地域区分欄は、令第13条第1項に規定する「有料宿舎の所在地の区分」を記入する。
- 4 異動年月日及び異動事由欄は、施設の形態別台数及び貸与希望者数の各欄に異動があったときは、その年月日及び事由を記入する。
- 5 施設の形態別台数欄は、令第14条第1項及び規則第20条の3に規定する自動車の保管場所の施設の形態による区分別に収容台数を記入する。
- 6 貸与希望者数欄は、毎年9月1日現在において整理簿に記載されている貸与希望者の人数を調査し、これを更新するものとする。

別紙様式 6

No. _____ 宿舎現況記録(自動車の保管場所・貸与)

維持管理機関コード	宿舎(住宅)コード	自動車の指定 保管場所	施設の形態

宿舎名 _____

異動 年月日	異動 事由	戸番	氏名	所属	自動車の 車名	自動車 登録番号	自動車の 使用者	本人との 続柄	使用料	明渡猶予期限	備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(表 面)

異動年月日	異動事由	戸番	氏名	所属	自動車の車名	自動車登録番号	自動車の使用者	本人との続柄	使用料	明渡猶予期限	備考
その他参考事項											

備考用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載要領

- 1 本表は、自動車の保管場所 1 区画ごとに別業とする。
- 2 維持管理機関コード及び宿舎（住宅）コード欄は、蔵理第2992号通達の定めるところにより設定したコードの番号を記入する。
- 3 自動車の指定保管場所欄は、1 団地の宿舎における自動車の保管場所 1 区画ごとに設定した番号を記入する（番号は 4 桁をもって維持管理機関が指定する。）。
- 4 施設の形態欄は、令第14条及び規則第20条の 3 に規定する自動車の保管場所の施設の形態による区分を記入する。
- 5 異動年月日及び異動事由欄は、自動車の指定保管場所の貸与状況の各欄に異動があったときは、その年月日及び事由を記入する。
- 6 戸番欄は、宿舎現況記録（貸与）の同欄の番号と同一とする。
- 7 氏名欄は、自動車の指定保管場所の被貸与者の氏名を記入する。
- 8 所属欄は、自動車の指定保管場所の被貸与者の所属省庁及び部局（当該被貸与者が独立行政法人の職員の場合には独立行政法人名及び事業所名を含む。）を記入する。
- 9 自動車の車名欄は、自動車の指定保管場所に駐車する自動車の車名を記入する。
- 10 自動車登録番号欄は、自動車の指定保管場所に駐車する自動車の登録番号を記入する。
- 11 自動車の使用者欄は、自動車の指定保管場所の被貸与者と使用者が異なる場合に使用者の氏名を記入する。
- 12 本人との続柄欄は、自動車の使用者欄を記入した場合において被貸与者との続柄を記入する。
- 13 使用料欄は、自動車の保管場所に係る宿舎使用料を記入する。
- 14 明渡猶予期限欄は、1 貸与の宿舎の入居者が法第18条第 1 項各号又は同条第 2 項の規定により宿舎を明け渡すこととなった場合の宿舎を明け渡すべき期日を記入する。

別紙様式 7

No. 宿舎(住宅)名									
建築年月日		増築・その他工事年月日		構造	棟番号		戸番		
異動年月日		異動事由							規則第14条第2項の規定による調整

規格の判定					1平方メートル当たり調整基準使用料											
規則第6条第2項		規則第6条第3項			規格	令第13条第1項	規則第14条第1項		(1)-(2)の金額	規則第15条第1項	(3)又は(4)	規則第15条第3項	規則第18条	規則第19条	規則第20条	調整済使用料の額 (5)+(6)+(7)±(8)+(9)
延べ面積	寒冷地区区分	加算面積	独立専用物置面積	独立専用物置加算面積		1平方メートル当たり基準使用料	経過年数	経年控除額	施設の差異による調整額 (3)×調整率	金額	昇降機加算額	土地面積が著しく大きいことによる加算額	特別事情による調整額	消費税等加算額		
(1)					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(A)		

調整済延べ面積					自動車の保管場所調整基準使用料					決定使用料			
令第13条第1項	規則第16条	規則第17条	規則第19条	調整済み延べ面積(端数を切り捨てる) (10)-(11)-(12)±(13)	令第14条第1項		規則第20条の3		規則第20条の4	調整済使用料の額 (14)±(15)±(16)		(A)×(B) (端数を切り捨てる)	(C)×12.5 (端数を切り捨てる)
延べ面積	公用部分控除面積	延べ面積が著しく大きいことによる控除面積	特別事情による調整面積	(B)	自動車の保管場所	基準使用料	施設の差異	施設の差異による調整額	特別事情による調整額	(C)	(17)	(18)	
(10)	(11)	(12)	(13)			(14)		(15)	(16)				

1平方メートル当たりの基準使用料				施設の差異の調整率の積算(規則第15条第1項) (ただし、第15条第2項が適用される場合を除く)						昇降機加算額の積算(規則第15条第3項)								
令第13条第1項	規則第13条第1号	規則第13条第2号	規格による調整後の基準使用料 (19)-(20)又は(19)-(21)	(22)						保守経費		運行に要した電気料				加算額 (26)+(29)÷(30)		
地域区分	基準使用料	規格による調整(寒冷地)	規格による調整(独立専用物置)	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	調整率 1-(10/100×(22)の該当数)ただし、70/100を下回るときは70/100	保守料	契約方式 フルメンテナンス 50/100	P.O.G 100/100	負担額 (23)×(24) 又は (23)×(25)	月額基本料金		1月平均電力使用料金	負担額 (27)×(28)
(19)	(20)	(21)									(23)	(24)	(25)	(26)	(27)	(28)	(29)	(30)

土地面積が著しく大きいことによる加算額の積算(規則第18条)								特別の事情による調整の承認内容(規則第14条2項)			
土地の面積	自動車の保管場所の面積	建物の延べ面積の3倍の数	加算面積 (31)-(32)-(33)	1平方メートル当たりの土地の価格	規則第18条の表に掲げる金額	負担額 (34)×(35)	調整済延べ面積 (10)-(11)-(12)	加算額 (36)÷(37)	財務大臣の承認書		調整方法の内容等
(31)	(32)	(33)	(34)		(35)	(36)	(37)	年月日	文書記号番号		

消費税及び地方消費税に相当する額の積算(規則第20条)					特別の事情による調整の承認内容(規則第20条の4)			その他参考事項
規則第13条、規則第14条、規則第15条、規則第18条又は規則第14条2項の規定により調整した基準使用料の額(税抜)	独立専用物置面積	消費税及び地方消費税に相当する額 (38)×(39)×消費税率の率	調整済延べ面積 (10)-(11)-(12)±(13)	加算額 (40)÷(41)	財務大臣の承認書			
(38)	(39)	(40)	(41)		年月日	文書記号番号	調整方法の内容等	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載要領

- 1 本表は、原則として、各戸（室）ごとに別業とするが、宿舍使用料の積算基礎である建築年月日、構造、延べ面積及び立地条件等使用料の調整が同一のものについては、棟又は宿舍（住宅）ごとに適宜とりまとめることができる。
- 2 本表をとりまとめたときは、棟番号及び戸番欄に、そのとりまとめた宿舍の棟番号及び戸番を記入する。
- 3 建築年月日欄は、当該建物が新築された年月日を記入する。
- 4 増築、他工事年月日欄は、規則第14条第3項に規定する増築その他の事由によりその家屋又は家屋の部分に規則14条第1項の年数の始期と異なる部分が存するときは、これらの部分のうちその床面積の合計が最大のものの始期の年月日を記入する。
- 5 異動年月日及び異動事由欄は、使用料の算定方法に異動が生じた年月日及び事由を記入する。
- 6 規則第14条第2項の規定による調整欄は、同条による単身赴任者への使用料の調整を行う場合又は若年独身者への使用料の調整を行う場合、「○」を入力する。また、同条の調整を行う場合は、1平方メートル当たりの調整済基準使用料（(1)及び(2)の欄に限る。）及び1平方メートル当たりの基準使用料（(18)、(19)及び(20)の欄に限る。）の欄には、国家公務員宿舍法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第27号）による改正前の令第13条第1項並びに国家公務員宿舍法施行規則の一部を改正する省令（平成26年財務省令第7号）による改正前の規則第13条及び第14条第1項の規定に基づいて算出された額を記入する。
- 7 規格の判定欄は、規則第6条第2項及び第3項に規定する延べ面積、寒冷地区分、寒冷地による加算面積並びに独立専用物置その他財務大臣が定めるものの面積及び財務大臣の定める加算面積並びに判定された規格を記入する。
- 8 1平方メートル当たり調整済基準使用料、調整済延べ面積及び自動車の保管場所調整済基準使用料欄は、令第13条、第14条及び規則第13条から第20条の4までの規定に基づいて算出された額及び面積をそれぞれ該当する欄に記入する。また、決定使用料欄においては、（A）と（B）を乗じた金額、（C）に12.5を乗じた金額を表示するものとする。
- 9 1平方メートル当たりの基準使用料、施設の差異による調整率の積算、昇降機加算額の積算、土地面積が著しく大きいことによる加算額の積算、特別の事情による調整の承認内容並びに消費税及び地方消費税に相当する額の積算欄は、それぞれ規則第13条、第15条第1項及び第3項、第18条、第19条並びに第20条に規定する積算基礎及び承認の根拠を記入する。なお、昇降機附設による加算額の積算欄の保守経費及び運行に要した電気料の額は税込みの額とする。
- 10 施設の差異の調整率の積算欄の(21)の各欄は、規則第15条第1項各号に該当するものについて該当欄に○印を付する。ただし、規則第15条第2項の規定が適用される場合を除く。
- 11 昇降機加算額の積算欄の運行に要した電気料欄の月額の基本料金及び1月平均電力使用料金の算出根拠は、その他参考事項欄に記入する。

別紙様式 7 (改正省令附則第2項経過措置適用宿舎用)

No. 宿舎現況記録(宿舎使用料)										宿舎(住宅)名									
建築年月日		増築・その他工事年月日		構造		棟番号		戸番											
異動年月日										異動事由		規則第14条第2項の規定による調整							
規格の判定				1平方メートル当たり調整済基準使用料															
規則第6条第2項		規則第6条第3項		令第13条第1項	規則第14条第1項	(1)-(2)の金額	規則第15条第1項	(3)又は(4)	規則第15条第3項	規則第18条	規則第19条	規則第20条	調整済使用料の額(5)+(6)+(7)±(8)×(9)						
延べ面積	寒冷地区分	加算面積	独立専用物置面積	1平方メートル当たり基準使用料	経過年数	経年控除額	施設の差異による調整額(3)×調整率	金額	昇降機加算額	土地面積が著しく大きいことによる加算額	特別事情による調整額	消費税等加算額	(A)						
				(1)		(2)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)							
調整済延べ面積				自動車の保管場所調整済基準使用料				決定使用料											
令第13条第1項	規則第16条	規則第17条	規則第19条	令第14条第1項				規則第20条の3	規則第20条の4	調整済使用料の額(14)±(15)±(16)		((A)-e)×(B) (端数を切り捨てる)		(C)×12.5 (端数を切り捨てる)					
延べ面積	公用部分控除面積	延べ面積が著しく大きいことによる控除面積	特別事情による調整面積	調整済延べ面積(端数を切り捨てる) (10)-(11)-(12)±(13)				自動車の保管場所	基準使用料	施設の差異による調整額	特別事情による調整額	(17)		(18)					
(10)	(11)	(12)	(13)	(B)					(14)	(15)	(16)								
1平方メートル当たりの基準使用料				施設の差異の調整率の積算(規則第15条第1項) (ただし、第15条第2項が適用される場合を除く)						昇降機加算額の積算(規則第15条第3項)									
令第13条第1項	規則第13条第1号	規則第13条第2号	規格による調整後の基準使用料	(22)						調整率 1-(10/100×(22)の該当数/ただし、70/100を下回るときは70/100									
地域区分	基準使用料	規格による調整(寒冷地)	規格による調整(独立専用物置)	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	保守経費						運行に要した電気料		総専用面積	加算額 ((26)+(29))÷(30)
	(19)	(20)	(21)	(19)	(20)	(21)	(19)	(20)	(21)	契約方式		負担額(23)×(24)	月額の基本料金	1月平均電力使用料金	負担額(27)×(28)	(30)			
										フルメンテナンス	P.O.G	又は	(23)×(25)	(27)	(28)	(29)	(30)		
土地面積が著しく大きいことによる加算額の積算(規則第18条)				特別の事情による調整の承認内容(規則第14条2項)															
土地の面積	自動車の保管場所の面積	建物の延べ面積の3倍の数	加算面積(31)-(32)-(33)	1平方メートル当たりの土地の価格	規則第18条の表に掲げる金額	負担額(34)×(35)	調整済延べ面積(10)-(11)-(12)	加算額(36)÷(37)	財務大臣の承認書				調整方法の内容等						
(31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)			年月日				文書記号番号						
消費税及び地方消費税に相当する額の積算(規則第20条)				特別の事情による調整の承認内容(規則第20条の4)															
規則第13条、規則第14条、規則第15条、規則第18条又は規則第14条2項の規定により調整した基準使用料の額(税抜)	独立専用物置面積	消費税及び地方消費税に相当する額(38)×(39)×消費税等の率	調整済延べ面積(10)-(11)-(12)±(13)	加算額(40)÷(41)	財務大臣の承認書				調整方法の内容等										
(38)	(39)	(40)	(41)		年月日				文書記号番号										
改正省令附則第2項に規定する経過措置を適用した場合の調整済基準使用料から控除する額				その他参考事項															
寒冷地とみなした1平方メートル当たり基準使用料	寒冷地とみなした経年控除額	経過措置適用後の(基準使用料-経年控除額)	寒冷地とみなした特別事情調整額	経過措置適用後の特別事情による調整額	消費税等加算額	調整済基準使用料a×施設の差異による調整率+(6)×(7)±b+c	調整済基準使用料から控除する額(A)-d	×期間の区分に応じた調整	その他参考事項										
		a		b	c	d	e												

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

記載要領

- 1 本表は、原則として、各戸（室）ごとに別葉とするが、宿舍使用料の積算基礎である建築年月日、構造、延べ面積及び立地条件等使用料の調整が同一のものについては、棟又は宿舍（住宅）ごとに適宜とりまとめることができる。
- 2 本表をとりまとめたときは、棟番号及び戸番欄に、そのとりまとめた宿舍の棟番号及び戸番を記入する。
- 3 建築年月日欄は、当該建物が新築された年月日を記入する。
- 4 増築、他工事年月日欄は、規則第14条第3項に規定する増築その他の事由によりその家屋又は家屋の部分に規則14条第1項の年数の始期と異なる部分が存するときは、これらの部分のうちその床面積の合計が最大のものの始期の年月日を記入する。
- 5 異動年月日及び異動事由欄は、使用料の算定方法に異動が生じた年月日及び事由を記入する。
- 6 規則第14条第2項の規定による調整欄は、同条による単身赴任者への使用料の調整を行う場合又は若年独身者への使用料の調整を行う場合、「○」を入力する。また、同条の調整を行う場合は、1平方メートル当たりの調整済基準使用料（(1)及び(2)の欄に限る。）及び1平方メートル当たりの基準使用料（(18)、(19)及び(20)の欄に限る。）の欄には、国家公務員宿舍法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第27号）による改正前の令第13条第1項並びに国家公務員宿舍法施行規則の一部を改正する省令（平成26年財務省令第7号）による改正前の規則第13条及び第14条第1項の規定に基づいて算出された額を記入する。
- 7 規格の判定欄は、規則第6条第2項及び第3項に規定する延べ面積、寒冷地区分、寒冷地による加算面積並びに独立専用物置その他財務大臣が定めるものの面積及び財務大臣の定める加算面積並びに判定された規格を記入する。
- 8 1平方メートル当たり調整済基準使用料、調整済延べ面積及び自動車の保管場所調整済基準使用料欄は、令第13条、第14条及び規則第13条から第20条の4までの規定に基づいて算出された額及び面積をそれぞれ該当する欄に記入する。また、決定使用料欄においては、（A）と（B）を乗じた金額、（C）に12.5を乗じた金額を表示するものとする。
- 9 1平方メートル当たりの基準使用料、施設の差異による調整率の積算、昇降機加算額の積算、土地面積が著しく大きいことによる加算額の積算、特別の事情による調整の承認内容並びに消費税及び地方消費税に相当する額の積算欄は、それぞれ規則第13条、第15条第1項及び第3項、第18条、第19条並びに第20条に規定する積算基礎及び承認の根拠を記入する。なお、昇降機附設による加算額の積算欄の保守経費及び運行に要した電気料の額は税込みの額とする。
- 10 施設の差異の調整率の積算欄の（21）の各欄は、規則第15条第1項各号に該当するものについて該当欄に○印を付する。ただし、規則第15条第2項の規定が適用される場合を除く。
- 11 昇降機加算額の積算欄の運行に要した電気料欄の月額の基本料金及び1月平均電力使用料金の算出根拠は、その他参考事項欄に記入する。
- 12 改正省令附則第2項に規定する経過措置を適用した場合の調整済基準使用料から控除する額欄は、国家公務員宿舍法施行規則の一部を改正する省令（令和7年財務省令第8号）附則第2項に規定する経過措置の根拠を記入する。また、調整済基準使用料から控除する額欄においては、（A-d）の額に、施行日から令和8年3月31日までは2/3、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは1/3を乗じて算出された額を記入する。